

# 不動産鑑定報酬基準

---

平成15年4月改定

株式会社  
**鑑定ソリュート佐賀**

〒840-0042  
佐賀県佐賀市赤松町244番地2  
Tel. 0952-25-5454

# 不動産鑑定報酬基準

当社にご依頼いただく不動産の鑑定評価については、以下に定める報酬額を申し受けます。

## 〔I〕不動産鑑定報酬

### (基本鑑定報酬額)

1. 物件ごとの調査時における評価額をもとに、評価対象不動産の類方に応じて、別表の基本鑑定報酬額表に定める額とします。

(1) 報酬額算定の基礎となる評価額は、次に掲げるもの及び極めて特殊なものを除き鑑定評価書に表示した鑑定評価額とします。なお、極めて特殊なものについては、別途協議とします。

- ① 借地権、底地（貸地）、地上権、地役権及び宅地の区分地上権（以下「借地権等」という。）は、借地権等が付着していない更地としての評価額。借地権等が付着している建物の場合は、建物の評価額に当該建物の借地権等の対象となっている土地の更地としての評価額を加えた額。
- ② 共有持分は、持分に分割しない全体の評価額
- ③ 地代、借地の期間更新料、増改築承諾料、条件変更承諾料又は名義書替料は、当該土地の更地としての評価額
- ④ 家賃又は借家権は、対象物件の態様に応じ「建物及びその敷地の所有権」又は「建物の区分所有権及び当該区分所有権に係る敷地の所有権」の評価額
- ⑤ 特定価格は、対象物件の正常価格又は推定正常価格
- ⑥ 建付地は建物が存在しない更地としての評価額

(2) 基本鑑定報酬額表にない類型は、下表のとおりとします。

基本鑑定報酬額表にない類型	適用類型
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱泉地、池沼、原野、雑種地、ゴルフ場、遊園地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「農地又は林地」（ゴルフ場又は遊園地で「宅地」又は「建物及びその敷地の所有権」として評価した部分がある場合は、その部分については、それぞれ「宅地又は建物の所有権」又は「建物及びその敷地の所有権」とします。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 底地（貸地）、地上権、地役権若しくは使用借権又は地上権、地益権若しくは使用借権の付着している土地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「宅地の借地権」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空中権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「宅地の区分地上権」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借家権、貸家（借家人又は転借家人居付きの状態）借家権（地上権）付建物（貸家）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その様態により「建物及びその敷地の所有権」又は「建物の区分所有権及び当該区分所有権に係る敷地の所有権」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借地の期間更新料、増改築承諾料、条件変更承諾料、名義書替料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地代」</li> </ul>

(借地権付建物等に係る報酬額の補正)

2. 借地権付建物等の報酬額は、当該物件の評価額に対応する「建物及びその敷地の所有権」の報酬額に、当該物件の更地としての評価額に対応する「宅地の借地権」の報酬額と「宅地又は建物の所有権」の報酬額の差額を増額補正します。

(複数地点等に係る報酬額の補正)

3. 複数地点等に係る報酬は、次のとおり補正します。

- (1) 近隣地域又は同一需給圏内の類似地域に所在する複数地点の鑑定評価で、同一の鑑定評価書でかつ資料を共通に使用できる場合の報酬額は、基本報酬額の最も高いものから第2番目以下の地点について、次の率により減額補正します。

減額の対象となる地点	減額率
評価額の大きさが第2番目及び第3番目までの地点	20%
評価額の大きさが第4番目から第6番目までの地点	30%
評価額の大きさが第7番目及び第10番目までの地点	40%
評価額の大きさが第11番目以下の地点	50%

- (2) 一棟の建物に所在する複数の区分所有建物及びその敷地の鑑定評価で同一の鑑定評価書の場合は、次の取扱いとします。

基本報酬額が第6番目までは次表による取扱いとし、第7番目からは1戸につき100,000円とし、この合計額をもって基本報酬額とします。ただし、複合用途の区分所有権の場合は、それぞれの用途区分ごとに補正するものとします。

減額の対象となる区分所有建物及び敷地の数	複数地点の減額率
評価額の大きさが第2番目及び第3番目までのもの	40%
評価額の大きさが第4番目から第6番目までのもの	60%

(再評価割引)

4. 調査時からおおむね1年以内に同一物件につき同一条件で再度評価の依頼があった場合で、前回の資料を活用できるときは、報酬額を次表のとおり割引きます。

基本報酬額	割引額
100万円を超える金額に対応する部分	50%相当額
50万円を超え100万円以下の金額に対応する部分	40%相当額
50万円以下の金額に対応する部分	30%相当額

(割増料)

5. 次の場合は、基本報酬額にそれぞれ定める額を加算します。

(1) 評価対象物件の類型による割増料

- ① 借家権 -----内容に応じて 30%～50%相当額
- ② 貸家（借家人又は転借家人居付の状態）-----内容に応じて 10%～30%相当額
- ③ 各種財団（機械装置を含む）-----内容に応じて 50%～70%相当額
- ④ 営業中のゴルフ場又は遊園地 -----内容に応じて 50%～70%相当額
- ⑤ 建付地・建物自体 -----内容に応じて 10%～30%相当額

(2) 遠隔地割増料

評価対象物件が、本事業所の所在地から起算して 80 km 以遠若しくは島嶼に存する場合又は宿泊を伴う場合 -----30%相当額

(3) 過去時点評価の割増料

過去時点が鑑定評価を行う時点から遡る年数に応じ、次表のとおりとします。

遡る年数	割増料
2年を超え5年以内の場合	30%相当額
5年を超え10年以内の場合	50%相当額
10年を超える場合	別途協議とします

(4) 訴訟物件評価の割増料-----内容に応じて 30%～50%相当額  
ただし、本訴訟となった場合で証人尋問などの手数を要する場合は、別途協議とします。

(5) 限定価格、限定賃料及び継続賃料の鑑定評価の割増料

-----内容に応じて 30%～50%相当額

(6) 追加項目のある鑑定評価（同一不動産について、例えば借地権の鑑定評価のほか底地の評価を必要とする場合）の割増料 ----- 30%相当額

(7) 現地調査日以降に、依頼内容の変更があった場合の割増料----- 手数の増加に応じた額

(8) 英文鑑定評価書、鑑定評価書の翻訳料は、その量及び内容に応じ 300,000 円以上とします。

(9) その他特に手数を要する場合の割増料----- 30%相当額

(端数計算)

6. 1 から 5 までにより算定した報酬額に千円未満の端数が生ずる場合は、これを切捨てます。

(消費税等)

7. 1 から 6 までにより算定した報酬額に消費税及び地方消費税相当額を加算します。

(旅費)

8. 5 の(2)の遠隔地に該当する場合は、次の交通費及び宿泊費を、また、備車賃を必要とした場合は、その額を旅費として申し受けます。

鉄道賃（特別特急料金・急行料金・座席指定料金・寝台料金を含む。）	船賃（特別船席・特別料金を含む。）	航空賃	その他の交通機関の運賃	宿泊費（1泊につき）
グリーン車相当料金	一等級	実費相当額	実費相当額	実費相当額

(関係資料費用)

9. 法務局などの関係資料などに要した諸費用については、その実費を申し受けます。

(その他)

10. 前受金等の取扱いは、次のとおりと致します。

- (1) 鑑定評価のご依頼をお請けする際は、当社所定の前受金をお預かりし、鑑定評価書発行の際、報酬額との差額を精算します。
- (2) 鑑定評価のご依頼を取り消される場合には、原則として、基準どおりの報酬額を上限とし、作業の内容、進行状況に応じた額に消費税、地方消費税、旅費等の実費を加算した額を申し受けます。
- (3) お請けした鑑定評価のご依頼でも調査の結果、評価をお断りすることがありますのであらかじめ御了承下さい。この場合の取扱いは別途協議します。

11. 副本の追加発行については、1部につき 20,000 円申し受けます。

〔Ⅱ〕 鑑定評価に関する相談等

- (1) 相談料は次のとおりとし、別途消費税、地方消費税、旅費等の実費を加算します。
  - ① 口頭によるもの 1件につき 50,000 円以上
  - ② 書面によるもの 1件につき 100,000 円以上
  - ③ 書面によるもので特別の調査研究を要するもの 1件につき 200,000 円以上
- (2) 不動産の有効活用策の企画立案、市場分析等の不動産コンサルティングについては、相談内容に応じ別途協議とします。

# 基本鑑定報酬額表

別表

単位 (円)

		対象不動産の種類						
		A 宅地または 建物の所有権	B 宅地見込地 の所有権	C 農地、林地、 原野、池沼、 墓地、雑種地の 所有権、家賃	D 宅地の借地権、 底地（貸地）の 所有権、地役権	E 区分地上権 及び地代	F 自用の建物 及びその 敷地の所有権	G 建物の 区分所有権
業務種別	評価額							
鑑 定 評 価 業 務	5,000千円 まで (最低報酬)	181,000	241,000	362,000	181,000	241,000	241,000	301,000
	10,000千円 まで		302,000	422,000	211,000	271,000	271,000	339,000
	15,000千円 まで	196,000	393,000	513,000	256,000	332,000	316,000	415,000
	20,000千円 まで	226,000	453,000	573,000	286,000	392,000	347,000	490,000
	25,000千円 まで	249,000	497,000	618,000	316,000	437,000	377,000	546,000
	30,000千円 まで	264,000	527,000	648,000	346,000	467,000	407,000	584,000
	40,000千円 まで	286,000	573,000	693,000	392,000	512,000	452,000	640,000
	50,000千円 まで	316,000	618,000	738,000	437,000	557,000	497,000	697,000
	60,000千円 まで	346,000	648,000	768,000	467,000	587,000	527,000	735,000
	80,000千円 まで	392,000	693,000	814,000	512,000	633,000	573,000	791,000
	100,000千円 まで	439,000	740,000	861,000	559,000	680,000	620,000	844,000
	120,000千円 まで	474,000	775,000	896,000	594,000	715,000	655,000	876,000
	150,000千円 まで	517,000	818,000	939,000	637,000	758,000	698,000	916,000
	180,000千円 まで	560,000	856,000	976,000	675,000	795,000	735,000	955,000
	210,000千円 まで	596,000	880,000	1,000,000	699,000	819,000	759,000	984,000
	240,000千円 まで	632,000	904,000	1,024,000	723,000	843,000	783,000	1,013,000
	270,000千円 まで	669,000	928,000	1,048,000	747,000	867,000	807,000	1,042,000
	300,000千円 まで	705,000	952,000	1,073,000	771,000	892,000	832,000	1,071,000
	350,000千円 まで	737,000	984,000	1,100,000	802,000	924,000	864,000	1,099,000
	400,000千円 まで	764,000	1,024,000	1,130,000	840,000	963,000	902,000	1,126,000
	450,000千円 まで	791,000	1,063,000	1,160,000	878,000	1,002,000	941,000	1,153,000
	500,000千円 まで	818,000	1,103,000	1,191,000	917,000	1,041,000	980,000	1,180,000
	550,000千円 まで	845,000	1,143,000	1,221,000	955,000	1,081,000	1,018,000	1,207,000
	6億円 まで	873,000	1,182,000	1,251,000	993,000	1,120,000	1,056,000	1,234,000
	7億円 まで	901,000	1,224,000	1,287,000	1,033,000	1,160,000	1,096,000	1,265,000
	8億円 まで	930,000	1,266,000	1,330,000	1,074,000	1,202,000	1,138,000	1,299,000
	9億円 まで	959,000	1,309,000	1,373,000	1,115,000	1,245,000	1,179,000	1,334,000
	10億円 まで	988,000	1,352,000	1,417,000	1,157,000	1,287,000	1,221,000	1,368,000
	11億円 まで	1,017,000	1,395,000	1,460,000	1,198,000	1,329,000	1,263,000	1,403,000
	12億円 まで	1,046,000	1,437,000	1,503,000	1,239,000	1,371,000	1,305,000	1,438,000
	12億円 超 25億円 まで	1,046千円に 1億円ごとに 24千円を追加	1,437千円に 1億円ごとに 30千円を追加	1,503千円に 1億円ごとに 27千円を追加	1,239千円に 1億円ごとに 26千円を追加	1,371千円に 1億円ごとに 26千円を追加	1,305千円に 1億円ごとに 26千円を追加	1,438千円に 1億円ごとに 27千円を追加
	25億円 超 50億円 まで	1,358千円に 1億円ごとに 17千円を追加	1,827千円に 1億円ごとに 21千円を追加	1,854千円に 1億円ごとに 21千円を追加	1,577千円に 1億円ごとに 18千円を追加	1,709千円に 1億円ごとに 18千円を追加	1,643千円に 1億円ごとに 18千円を追加	1,789千円に 1億円ごとに 19千円を追加
50億円 超 100億円 まで	1,783千円に 1億円ごとに 16千円を追加	2,352千円に 1億円ごとに 20千円を追加	2,379千円に 1億円ごとに 20千円を追加	2,027千円に 1億円ごとに 15千円を追加	2,159千円に 1億円ごとに 15千円を追加	2,093千円に 1億円ごとに 15千円を追加	2,264千円に 1億円ごとに 17千円を追加	
100億円 超 500億円 まで	2,583千円に 1億円ごとに 13千円を追加	3,352千円に 1億円ごとに 15千円を追加	3,379千円に 1億円ごとに 15千円を追加	2,777千円に 1億円ごとに 13千円を追加	2,909千円に 1億円ごとに 13千円を追加	2,843千円に 1億円ごとに 13千円を追加	3,114千円に 1億円ごとに 13千円を追加	
500億円 超	7,783千円に 1億円ごとに 10千円を追加	9,352千円に 1億円ごとに 13千円を追加	9,379千円に 1億円ごとに 13千円を追加	7,977千円に 1億円ごとに 10千円を追加	8,109千円に 1億円ごとに 10千円を追加	8,043千円に 1億円ごとに 10千円を追加	8,314千円に 1億円ごとに 10千円を追加	

注) 評価額とは、各類型に係る対象不動産にその所有権を制限する権利が存在しないこととした場合における当該不動産の所有権の鑑定評価額